

平成29年11月9日

浜松市財務部調達課

現場代理人及び技術者等の適正配置について

工事現場においては、建設業法（以下「法」という。）第26条により主任（監理）技術者の配置が必要となります。また、浜松市では建設工事請負契約約款により現場代理人の配置も必要としています。

建設業の許可要件として法第7条第2号、法第15条第2号等において、建設業者は営業所ごと、また、許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する主な留意事項をまとめたものです。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、受注者と雇用関係のある者を想定しております。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを建設工事請負契約約款において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。特別な場合については、建設工事請負契約約款において「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、運営及び取締りに支障がないと市長が認めるときは、工事現場に常駐しないことができる。」となっており、詳細については別添1「現場代理人の常駐義務の緩和について（平成29年3月29日付け）」をご参照ください。

2. 主任（監理）技術者について

(1) 主任（監理）技術者の専任について

法第26条第3号により、公共性のある施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に設置する主任（監理）技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

なお、専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務も可能ですが、契約変更により請負金額が3,500万円（建築一式工事においては、7,000万円）以上となる工事との兼務

については行わないよう留意する必要があります。

(※公共性のある施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは、工事1件の請負金額が3,500万円以上、建築一式工事においては7,000万円以上の工事)

(2) 専任の主任（監理）技術者の兼務について

建設業法施行令第27条第2項においては、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理することができることとされており、以下の適用要件に該当する場合に適用することとします。ただし、この場合において同時に管理することができる工事は、専任が必要な工事を含む場合は2件までとします。また、この規定は監理技術者については適用されませんので、ご注意ください。

【適用要件】

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

(施工にあたり相互に調整を要する工事の例)

- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの。
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの。

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が4,000万円（建築工事一式の場合は6,000万円）以上になる場合には、特定建設業許可が必要であり、監理技術者を配置しなければなりません。

※上記の主任（監理）技術者の兼務を希望する場合は、制限付一般競争入札（総合評価落札方式を含む）については一般競争入札参加資格確認申請書提出締切日まで、指名競争入札及び随意契約については入札執行日の前日までに入札担当課まで事前にご連絡ください。

(3) 主任（監理）技術者の資格要件

ア 次の入札・契約方法ごとの基準日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- | | | |
|---------------|---|--------------------|
| (ア) 制限付一般競争入札 | … | 一般競争入札参加資格確認申請書提出日 |
| (イ) 指名競争入札 | … | 入札執行日 |
| (ウ) 随意契約 | … | 見積書提出日 |

イ 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

(ア) 主任技術者の場合：法第7条2号による

(イ) 監理技術者の場合：法第15条2号による

ウ 上記イとは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

法第7条第2号において建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 主任（監理）技術者との兼務について

主任（監理）技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たす場合に営業所の専任技術者との兼務が可能です。

ア 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4. 現場代理人、主任（監理）技術者の兼務について

現場代理人、主任（監理）技術者の兼務については、別添2「現場代理人・主任（監理）技術者の兼務一覧表」をご参照ください。

5. 主任（監理）技術者の変更について

主任（監理）技術者の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則、工期途中での交代を認めておりません。ただし、主任（監理）技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の真にやむを得ない場合のほか、工場での製作期間を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する際や、工程上一定の区切りと認められるなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる事由においては、発注者と受注者とで協議を行います。

6. 現場代理人及び主任（監理）技術者の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び主任（監理）技術者について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため、次のいずれかの書類の写しを工事着手届と併せて提出し監督員の確認を受けてください。

ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属業者が記載されていること。

イ 健康保険被保険者証の写し

ウ 源泉徴収簿の写し 等

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

次のいずれかの資料を提出してください。

ア 監理技術者

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 監理技術者講習終了証の写し

イ 主任技術者

(ア) 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

7. その他

現場代理人の兼務を行う場合には、兼務する工事の全ての担当課に書面により兼務の報告をするとともに、監督員の確認を受けて下さい。

また、工事実施に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工体制の不備と市が判断した場合には、市は緩和措置を取り消すとともに、受注者は別の技術者等を速やかに配置することとします。各種書類への虚偽記載や、前述の留意事項に違反した場合は、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

平成 29 年 3 月 29 日
浜松市財務部調達課

現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人については、以下に定める要件に合致した場合、浜松市建設工事請負契約約款第 10 条第 2 項及び浜松市上下水道部建設工事請負契約約款第 10 条第 2 項に規定する工事現場への常駐義務を緩和する。

1 対象工事

- (1) 同一の現場代理人として配置できる工事は 2 件までとし、いずれも浜松市（上下水道部を含む）発注工事であること。
- (2) <建築一式工事以外の工事>
請負代金額（税込み）がいずれも 3,500 万円未満の工事で、2 件の工事の請負代金額合計が 7,000 万円未満であること。
<建築一式工事の場合>
請負代金額（税込み）がいずれも 7,000 万円未満の工事で、2 件の工事の請負代金額合計が 1 億 4,000 万円未満であること。
- (3) 当該工事現場から他の当該工事現場までの移動時間が概ね 30 分以内の工事であること。
- (4) 当該工事及び他の当該工事が、いずれも浜松市低入札価格取扱要領第 7 条の規定に基づく低入札価格調査を実施していないこと。
ただし、上記（1）から（4）にかかわらず、工事内容や工事における特殊性により兼務を認めない場合がある。

2 兼務の手続について

- (1) 兼務を希望する場合は、両監督員と十分調整し承認の上、兼務届をそれぞれの工事担当課へ提出すること。
- (2) 変更等によりいずれかの工事の請負代金が上記金額を上回った場合は、兼務を解除、新たな現場代理人を常駐させるとともに、所定の変更届を提出すること。

3 その他

受注者は、現場代理人の兼務が認められた場合、以下の事項を遵守し、安全管理により一層配慮すること。

- (1) 現場代理人は対象工事のいずれかに常駐すること。
- (2) 現場代理人は発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことが出来る体制をとること。
- (3) 兼務を認める場合の手続に関し虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、入札参加停止等の措置をとることがある。

現場代理人・主任（監理）技術者の兼務一覧表

		専任を要しない工事（※1）		専任を要する工事（※2）		
		現場代理人	主任（監理） 技術者	現場代理人	主任（監理） 技術者	
同一 工事	現場代理人		兼務可		兼務可	
	主任（監理）技術者	兼務可		兼務可		
別途 工事	専任を要 しない工 事（※1）	現場代理人	兼務可 （※3）	兼務可 （※4）	兼務不可	兼務不可
		主任（監理） 技術者	兼務可 （※4）	兼務可	兼務不可	兼務可 （※5）
	専任を要 する工事 （※2）	現場代理人	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		主任（監理） 技術者	兼務不可	兼務可 （※5）	兼務不可	兼務可 （※5）

- ※1 主任（監理）技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事のことをいいます。
- ※2 主任（監理）技術者の専任を要する工事とは、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事のことをいいます。
- ※3 詳細については別添1「現場代理人の常駐義務の緩和について（平成29年3月29日付け）」をご参照ください。
- ※4 現場代理人を兼務する2件の工事に限ります。
- ※5 建設業法施行令第27条第2項においては、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理することができることとされています。詳細については、「2. 主任（監理）技術者について」の「（2）専任の主任（監理）技術者の兼務について」をご参照ください。